

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（厚生労働省） 1
- ◆ 「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について（厚生労働省） 2
- ◆ 社会福祉施設等における職員の確保について（厚生労働省） 3
- ◆ 社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（その2）（厚生労働省） 3
- ◆ 保育所等における新型コロナウイルスへの対応について（厚生労働省） 4
- ◆ 幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ【2020年1月17日版】が発出される（内閣府） 5
- ◆ 社会福祉主事資格認定通信課程 受講者募集～春コース締切間近～（全社協・中央福祉学院） 8
- ◆ **保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（厚生労働省）**

令和2年2月18日、厚生労働省より、都道府県・指定都市・中核市の保育主管部（局）等に対し、事務連絡「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」が発出されました（別添資料1参照）。

これは、保育所等において、子どもや職員に新型コロナウイルス感染症が発生した場合、事態に迅速に対処するための対応がまとめられたものです。

保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応
(2月18日時点)

【発生情報の保育所等への連絡について】

1. 新型コロナウイルス感染症に罹患した子ども等について、(中略)届け出を受けた都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下「都道府県等」という。)は、本人又は保護者の同意を得て、届け出を受けた内容について、当該子ども等が在籍する保育所等が所在する市区町村に連絡する。連絡を受けた市区町村は、当該保育所等と情報を共有する。

【登園等停止の措置及び臨時休園等の判断について】

2. 市区町村は、当該子ども等に対して、治癒するまでの間、登園等を避けるよう保護者等に要請する。また、市区町村及び保育所等は、都道府県等が行う感染経路の特定や濃厚接触者の特定等に協力する。
3. 都道府県等は、主に地域での流行早期の段階に行われる公衆衛生対策の観点からの休園等の必要性の有無について判断し、必要であると判断した場合、市区町村に対し、保育所等の全部又は一部の臨時休園等を要請する。
また、都道府県等は、感染のおそれがある子ども等について、必要と認める場合には、市区町村を通じて保育所等に対し、登園等を避けるよう要請する。
4. 都道府県等から臨時休園等の要請がない場合であっても、市区町村は、例えば、地域ですでに感染が拡大しており、保育所等において多数の発症者がいる場合などには、保育所等運営上の対策を講じる目的などの観点から必要な臨時休園等を行うことができる。その場合には、休園等に伴う影響等を十分に考慮し、必要に応じて都道府県等を相談の上、判断することが重要である。

【地域住民や保護者への情報提供等】

5. 都道府県等は、地域の住民等に対し、正しい理解を得るための必要な情報を提供するとともに、市区町村と連携して、保育所等を通じて、保護者等に対しても同様に情報を提供する。

◆「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について(厚生労働省)

令和2年2月17日、厚生労働省より、都道府県・指定都市・中核市の民生主管部に対し、事務連絡「『新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安』を踏まえた対応について」が発出されました(別添資料2参照)。

これは、2月17日に、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において「相談・受診の目安」が取りまとめられたことを受け、社会福祉施設等の職員が正しい認識を持つとともに、適切な相談及び受診がなされるよう、周知を依頼したものです。

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと
 - 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
 - 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。
2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安
 - 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く方
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
 - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方

[中略]

(妊婦の方へ)

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

(お子様をお持ちの方へ)

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

[後略]

◆社会福祉施設等における職員の確保について（厚生労働省）

令和2年2月17日、厚生労働省より、都道府県・指定都市・中核市の民生主管部に対し、事務連絡「社会福祉施設等における職員の確保について」が発出されました（別添資料3参照）。

これは、社会福祉施設等の入所者・利用者へのサービス提供を維持するため、新型コロナウイルスにより職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、都道府県における社会福祉施設等関係団体への協力要請等を通じて、他施設からの職員の応援が確保されるよう、必要な対応を依頼したものです。

◆社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（その2）（厚生労働省）

上記の事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」に続いて、令和2年2月14日、厚生労働省より、都道府県・指定都市・中核市の民生主管部（局）に対し、事務連絡「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（その2）」が発出されました（別添資料4参照）。

これは、国内の感染拡大防止に万全を期すため、職員や子ども、その家族等に対する情

報提供ならびに感染症対策に努めていただくべく、啓発ポスターやガイドライン等を案内しているものです。

詳細は下記および別添をご参照ください。

■マスクについてのお願い

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000594878.pdf>

■一般的な感染症対策について

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf>

■手洗いについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593494.pdf>

■咳エチケットについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593495.pdf>

■新型コロナウイルス感染症について（Q&A 等）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

■「保育所における感染症対策ガイドライン」（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>

◆保育所等における新型コロナウイルスへの対応について（厚生労働省）

令和2年2月13日、厚生労働省より、都道府県・指定都市・中核市の保育担当部局等に対し、事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」が発出されました（別添資料5参照）。

これは、令和2年1月31日付で発出された事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」（本ニュースNo.19-24にて既報）の続報となるものです。2月13日午前0時から、中国浙江省に滞在歴がある外国人及び同省で発行された回国旅券を所持する外国人も上陸拒否となったことから、新たな内容が加えられました。

（全国保育協議会事務局抜粋）

留意事項

（令和2年2月13日時点更新）

- （1）新型コロナウイルスについては、風邪やインフルエンザと同様に、まずはマスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒により、感染経路を断つことが重要であること。
- （2）概ね過去 14日以内に湖北省又は浙江省から帰国した子どもや保育所等の職員（武漢市を含む湖北省又は浙江省から帰国した者と濃厚な接触をした者を含む。）（以下「子ども等」とする。）については、保健福祉部局、保健所及び嘱託医と連携のうえ、発熱（概ね 37.5℃以上）や呼吸器症状があるかどうかを確認し、次の（ア）又は（イ）に従って対応すること。該当する子ども等がいる場合、施設長は、すみやかに市区町村（認可外保育施設については都道府県）に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、発熱等の症状により感染が疑われる子ども等がい

る場合は、保健所に報告して指示を求めること。

(ア) 発熱等の症状により感染が疑われる子ども等については、他人との接触を避け、マスクを着用させるなどし、すみやかに最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、センターから指定された医療機関を受診すること。(※2)

(イ) 現に症状がない子ども等についても、帰国又は接触から 14 日間は登園を避け、外出を控えていただくよう、要請するとともに、本人又は保護者等と連絡を密にし、健康状態を観察すること。症状が出現した場合には、上記 (ア) に従うこと。

(※2) 「新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け)」(令和 2 年 2 月 13 日時点版) では、世界保健機関 (WHO) の Q&A によれば、現時点の潜伏期間は 1 - 12.5 日 (多くは 5 日 - 6 日) とされており、また、他のコロナウイルスの情報などから、感染者は 14 日間の健康状態の観察が推奨されている。

(3) 新型コロナウイルスに関しては、現段階では不明な点が多いことや、日々症状が変化していることを踏まえ、最新かつ正確な情報を保健所等の関係機関と十分連携しつつ、収集すること。また、これらの情報を保育所等の職員に提供するとともに、必要に応じ、子どもや保護者に対する情報提供や相談対応に努めること。

(4) 子ども等に対し、現在の知見の下での新型コロナウイルスに関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、新型コロナウイルスを理由とした偏見が生じないようにするなど、子どもの人権に十分配慮すること。

◆幼児教育・保育の無償化に関する自治体向け FAQ 【2020 年 1 月 17 日版】が発出される (内閣府)

内閣府は標記 FAQ を改定し、令和 2 年 1 月 17 日に発出しました。全文は内閣府ホームページをご参照ください。

■内閣府ホームページ「幼児教育・保育の無償化」

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/musyouka/index.html>

施策情報 FAQ・実務フロー 1. 幼児教育・保育の無償化に関する FAQ【2020 年 1 月 17 日版】

(全国保育協議会事務局抜粋)

4-26 認定こども園における認定変更 【修正】	
問	認定こども園において、教育・保育給付の第 3 号認定子どもが、満 3 歳になった時点で教育・保育給付の第 1 号認定を受けて幼児教育・保育の無償化の対象者となり、満 3 歳になってから最初の 3 月 31 日を経過したのちに、第 2 号認定を受けようとする場合が想定されます。こうした場合に対して、市町村はどのように対応すれば良いのでしょうか。
答	このようなケースの場合、希望者が①教育・保育給付第 1 号認定に切り替えても、住民税非課税世帯に該当し、別途施設等利用給付第 3 号認定を取得しなければ、預かり保育事業の利用料は

子育てのための施設等利用給付の対象外であること、②いったん教育・保育給付第1号認定に切り替えた場合には、別の同第3号認定子どもが入所されることとなり、翌年4月になって再び同第2号認定を取得しても同じ認定こども園の保育所部分を利用できるとは限らないこと、③当該園における預かり保育事業の実施状況によっては預かり保育事業を利用できない場合もあることを説明することが必要と考えます。

7-18 自治体独自の無償化 【修正】

問

幼稚園で保育の必要性がない子供に対して預かり保育事業を行う場合、自治体独自で無償化としてよいですか。

答

市町村の判断で、このような子供の預かり保育事業の利用料を単独事業等で無償とすることは差し支えありませんが、保育の必要性がないことから、施設等利用給付第2・3号認定子どもにはなり得ないこと、さらには施設等利用費の支給対象ではないことに留意が必要です。

7-19 預かり保育事業の利用日数について 【新規】

問

預かり保育事業の利用日数について、例えば、数分程度の利用後に園児が早退した場合や、体調不良により教育時間終了時に園児が帰宅したが、預かり保育事業が月極契約であるため、幼稚園等が予め用意した「おやつ」を園児が受け取りに行った場合は利用に当たるのかなどの質問が幼稚園等から寄せられていますが、施設等利用費の算定根拠となる利用日数の利用についてどのように考えればよいですか。

答

預かり保育事業は、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、幼稚園等が当該幼稚園等の園児のうち希望者を対象に行う教育・保育活動であり、幼稚園等が総合的な観点からみて当該利用が教育・保育活動の提供に相当すると認識している場合に、施設等利用費の「利用日数」としてカウントしてください。

なお、運営基準に基づき、各幼稚園等では預かり保育事業の提供の記録を整えることになっていきますので、市町村におかれては、利用の実態に疑義がある場合は、指導監査等の手段を活用して、都道府県とも連携しつつ適切に対応するようお願いいたします。

12-33-3 私立保育所の副食費を市町村が徴収できない理由 【新規】

問

私立保育所の利用契約は、市町村と利用者との間の契約であり、利用児童の選考や保育料の徴収は市町村が行うこととなっています。

この場合の保育の費用は「施設型給付」ではなく、法附則第6条により、市町村が施設に対して保育に要した費用の額に相当する額を「委託費」として支払うことになっています。

このことから、教育・保育給付第2号認定子どもの副食費を契約当事者の市町村が徴収し、その上で「委託費」を私立保育所に支払うことは可能でしょうか。

答

法附則第6条でいう「特定教育・保育に要した費用の額」は、同条において「1月につき、第

27 条第 3 項第 1 号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とされており、具体的には、令和元年 10 月 1 日施行の「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和元年内閣府告示第 88 号）」による改正後の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成 27 年内閣府告示第 49 号）に定められた額となります。

この告示が令和元年 10 月 1 日に施行されたことにより、教育・保育給付第 2 号認定子どもの基本分単価は約 4,500 円程度の減額になりましたが、これは、「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針（平成 30 年 12 月 28 日関係閣僚合意）」に記されているとおり、幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、食材料費の取扱いについては、これまで同様に保護者が負担することとし、具体的には、保育所においても 3 歳から 5 歳までの子供たちの食材料費は、既に実施してきた主食費だけでなく、副食費についても施設による徴収を基本としたことによるものです。

これにより、教育・保育給付第 2 号認定子どもの食事の材料に要する費用全体が、法附則第 6 条の「特定教育・保育に要した費用」から除かれ、同時に、運営基準第 13 条第 4 項に定める「特定教育・保育において提供される便宜に要する費用」としたところですので、市町村は私立保育所の第 2 号認定子どもの副食費を徴収する立場にはなく、さらには、地方自治法第 235 条の 4 第 2 項により、市町村は、その所有に属さない現金を原則保有できないこととされていることから、市町村が私立保育所に代わって認定保護者から直接副食費を徴収することは困難なものと考えます。

12-36-2 市町村民税所得割合算額が第 1 号認定と第 2 号認定で異なることについて 【新規】

問

例として、両親が就労しており、市町村民税所得割合算額が 65,000 円の世帯で、5 歳児の第 1 子が教育・保育給付第 2 号認定を受けて認可保育所を利用しており、3 歳児の第 2 子は同第 1 号認定と施設等利用給付第 2 号認定を受けて幼稚園（新制度）と預かり保育事業を利用している場合は、運営基準第 13 条第 4 項第 3 号により、第 1 子は保育所の副食費の徴収対象者となり、第 2 子は幼稚園において徴収免除対象者となりますが、第 1 子は徴収対象者のままでよいでしょうか。

答

特定教育・保育施設に係る副食費の徴収免除対象者については運営基準第 13 条第 4 項第 3 号に規定されています。

そのうち、イ（低所得者に対する徴収免除）において、ひとり親世帯等を除き教育・保育給付第 1 号認定子どもと第 2 号認定子どもの免除対象となる市町村民税所得割合算額の基準を定めており、第 1 号は 77,101 円未満、第 2 号は 57,700 円未満（ひとり親世帯等は 77,101 円未満）としています。

したがって、問のように同一世帯内に第 1 号認定子どもと第 2 号認定子どもが混在する事例は、認可保育所の受入枠が足りない場合に発生する可能性があります。この場合は第 1 子は保育所の副食費の徴収対象者となり、第 2 子は幼稚園において徴収免除対象者となります。

◆社会福祉主事資格認定通信課程 受講者募集 ～春コース締切間近～（全社協・中央福祉学院）

保育士の皆さまにも事務職の方にも、社会福祉の職場で働く方には、ぜひ学んでほしい基礎的な資格です。

幅広い福祉分野の知識を得ることで、保護者からの相談を受けたり、多様化する地域ニーズに対応できる力を身につけることができます。

皆さまからのお申込みを心よりお待ちしております。

中央福祉学院の課程の特徴

- 通信課程だから働きながら受講できます
- 10～70代と幅広い年代の方に受講いただいています
- 毎年全国から約4,000名の方に受講いただいています
- 修了率は90%以上 修了者の満足度95%

【社会福祉主事資格認定通信課程 概要】

- ◆受講期間：2020年4月～2021年3月（1年間）
- ◆学習内容：自宅学習による答案作成（16科目）、集合研修（5日間）
- ◆受講料：89,000円（消費税等込額。テキスト・教材費、集合研修授業料含む）
- ◆申込締切：2020年3月10日（火）※当初の締切から延長、最終締切しております。
- ◆詳細・申込：中央福祉学院ホームページ
<https://www.gakuin.gr.jp/training/course295.html>
- ◆問合せ：全国社会福祉協議会 中央福祉学院 TEL：046 - 858 - 1355